

平成21年度
福島県森林審議会議事録
(第4回)

日時：平成22年2月9日(火)
場所：ふくしま中町会館 7階 大会議室

福島県農林水産部
森林計画課

平成21年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成21年2月9日(火) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 ふくしま中町会館 7階 大会議室
- 3 出席委員 13名

司会 本日は御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただきありがとうございます。
(廣畑主幹) ございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。よろしくお願いいたします。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので御了承願います。

傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますので御協力をお願いいたします。

それでは、只今より福島県森林審議会を開催します。

はじめに、木村会長に御挨拶をお願いします。

木村会長 福島県森林審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当審議会は、「新たな福島県農林水産業振興計画(仮称)」の策定に向け、昨年度から審議を進めているところでありますが、これまで、各委員の皆様から、様々な意見をいただいたところであります。

本日は、答申に向けた最後の仕上げとして、これまでの意見等を踏まえた計画の最終取りまとめ案について、県より説明を受けることとなっております。

また、今回は平成18年度から県が導入している森林環境税の平成23年度以降の在り方について、県から諮問されることとなっております。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

司会 ありがとうございます。

つづきまして、鈴木農林水産部長より御挨拶を申し上げます。

農林水産 森林審議会が開催されるにあたり、御挨拶を申し上げます。
部長

委員の皆様には、ご多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

(鈴木部長)

います。

また、日頃より本県の森林・林業行政の推進につきまして、格別の御指導、ご協力をいただいておりますことに対しまして、重ねて感謝申し上げます。

さて県では、先に策定した福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」において、めざすべき将来の姿の一つとして、環境へ負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換を明らかにしたところであります。

また、国では、温室効果ガス排出量を25パーセント削減する目標を掲げるなど、地球温暖化防止対策の取組みが重要になっているところであり、

こうしたなか、二酸化炭素の吸収・固定に寄与するとともに再生産可能な資源である木材を生産する森林・林業の役割に対し、高い期待が寄せられております。

本日、御審議いただきます「新たな福島県農林水産業振興計画（仮称）」の中で、森林・林業に関する具体的な施策の方針を定め、計画的な森林施業による適正な管理や林業・木材産業の健全な発展をとおして持続可能な社会の形成を目指すことが大切であると考えております。

さて本日は、これまで委員の皆様や県民の皆様からいただきました御意見を踏まえた「新たな福島県農林水産業振興計画の答申案」について御審議をいただくこととしております。

また、森林環境税につきましては、前回の審議会において、税を活用した事業の今後のあり方についての県民アンケート調査結果等を報告させていただきましたが、今回、「平成23年度以降の森林環境税の在り方について」諮問させていただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます御挨拶といたします。

司会

それでは、次第4の報告に移らせていただきます。

始めに、委員の出席状況でございますが、委員総数14名のところ、現在11名の出席をいただいております。福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、山本美穂委員におかれましては、少し遅れるとのご連絡を頂戴しております。

ここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。「配布資料一覧表」をご覧ください。

お持ちでない資料がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

司会 本日は、「新たな農林水産業振興計画の答申案」及び「平成23年度以降の森林環境税の在り方」について御審議いただくものであります。

なお、議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長が就くこととされておりますので、木村会長お願いいたします。

木村会長 それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項の定めにより、議事録署名人を2名指名いたします。

矢吹委員、津金委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、議案第1号、「新たな農林水産業振興計画の答申案」について、説明をお願いします。

農林企画課長 計画策定の事務局を担当しております農林企画課長の高梨です。資料に基づき御説明させていただきます。

(高梨課長) 前回、御審議いただきました「新たな農林水産業振興計画（とりまとめ案）」の修正内容でございますが、各審議会からいただきました御意見につきましては、資料2「各審議会における意見と対応」に整理しております。1ページ目「農業振興審議会」、2ページ目「森林審議会」、3ページ目「水産業振興審議会」、続きまして「指標の追加と変更」につきましては資料3-1、「指標一覧」は、資料3-2にまとめております。併せて御説明しますので、それぞれご覧いただきたいと思います。

それでは、資料1「新たな農林水産業振興計画」（答申案）を御説明申し上げます。

2ページ、第2章、「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」ですが、2ページ中段、「グローバル化の進展」の31行目、庁内からの意見によりまして、「このようなグローバル化の進展の中で」を追加しております。

このように、下線を引いた部分が前回から変更、追加、文言整理をした部分です。

また、欄外にグローバル化、北洋材などの用語の解説を記載しております。内容につきましては、農林水産省の用語集を参照し、それから福島県総合計画との整合性を図りまして追加しております。

5ページ、13～14行目にかけて、「ふくしま恵みのイレブン」を重要施策として掲げておりますが、その中に「主要農林水産物11品目」が入るように追加しております。

10 ページ、1 行目から「農業産出額」、「林業産出額」、「沿岸漁業産出額」につきまして、平成 20 年度の数値が発表されておりますので、直近の数値として明らかにしております。それから、8 行目以降ですが、農業振興審議会におきまして、「農家の生産構造」についての御意見が出されまして、その中での「小規模の農家が多い生産構造となっている」ということで現状認識を記載いたしました。

13 ページ、第 3 章「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」、第 1 節「基本目標」の 28 行目以降を御覧いただきたいと思っております。前回は『いのちを支える「食」といきいきと暮らせる「ふるさと」を創ることを目指します。』と、表現しましたが、今回の答申案では、要約するような形で、33～34 行目に、『生命（いのち）を支える「食」といきいきと暮らせる「ふるさと」の創造』と表現し、これを基本目標として行きたいと考えております。なお、下の行にスローガンについて記載しておりますが、これらにつきましては、後ほど資料 4 で御説明します。

16 ページ、第 3 節、3 番「林業・木材産業の振興」、41 行目及び 43 行目につきましては、当審議会におきまして「県産材のニーズが変化している」、「部材、用途が変化している」等の御意見をいただきまして、下線部のように追加修正しております。

18 ページ、第 4 章「施策の展開方向」です。前回は、第 1 節「魅力ある農山漁村」から、直ちに本題の記述を始めておりますが、今回の答申案では、冒頭に第 4 章全体の第 1 節～第 6 節の柱をたてまして、施策体系という形で本項を追加しております。

20 ページ、「主要指標」の項目で、指標名の欄中にそれぞれ「年」及び「年度」の記載を追加しております。これにつきましては、福島県総合計画との整合性を図るためです。

21 ページ、1、「農林水産業を支える絆づくり」の 26、27 行目です。この取組内容につきましても、当審議会におきまして、「エンドユーザーとの結びつき」についての御意見をいただきまして、本項を追加記述しております。

また、水産業振興審議会におきまして、「絆づくり」の取組の中に「漁業体験」を入れてほしいとの御意見をいただきまして、25、28 行目に「農林漁業体験」、として追加修正しております。

135 ページ、第 6 節「自然・環境との共生」、3「農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮」の中で、指標として「耕作放棄地の解消面積」を入

農林企画
課長

れておりましたが、主要指標に入れ忘れておりましたので、136 ページ、19 行目に追加しております。

138 ページ、1 行目から「家畜排せつ物の適正処理」、次行「猪苗代湖周辺地域での重点的普及」につきましては、庁内からの意見を踏まえて追加修正しております。

また、27 行目「認証を受けた特別栽培農産物の作付面積」の項目は、追加の指標となります。28 行目、「有機農産物の作付面積」の項目は、前回のとりまとめ案では「有機農産物生産行程管理者数」として「人数」で指標を作っておりましたが、今回の答申案では「作付面積」に修正しております。

147 ページ、第 5 章「重点戦略」です。8 本の重点戦略を掲げておりますが、各項目の下線部分について、文言の整理を行いまして、追加修正しております。なお中身については特段の変更等はございません。

149 ページの中でも、下線部分がございます。例えば 23 行目、前回のとりまとめ案では、「農産加工を行う団体等による有効活用の促進」と体言止めを用いておりましたが、今回の答申案では「促進します」。また、26 行目「を図ります」などと文言を整理しております。

以降の重点戦略につきましても、同様に文言を整理しております。

166 ページ、地方の振興計画です。下段に「施策の展開方向」で 6 本の柱がございます。これらを掲げまして、各 7 地方での振興計画のテーマ、主に取組む内容について、簡単に図示をいたしました。

195 ページ、9, 10 行目に下線部分ですが、県民も食料自給率の向上のためには様々な取組みを為すべきではないかということで、「地産地消」、「地域環境に配慮した暮らし」という項目の中で食品の廃棄を少なくする、いわゆる「食べ残しを減らす」、また、地域の環境ということで、CO2 の排出削減や県産材を使用したペレットストーブを利用するなどの思いを込めまして追加記述をしております。

196 ページは、施策の展開方法と 8 本の重点戦略との関連付けを示すものがあればとの御意見がありまして、このような形で表現したものであります。

例えば、「みんなのチカラで自給力向上プロジェクト」は、「魅力ある農山漁村の形成」から「安全・安心な農林水産物の提供」まで、内容的に関わりを持つということを表現しております。

次に「県産材フル活用の促進」は「林業・木材産業の振興」と「安全・安心な農林水産物の提供」、「自然・環境との共生」に関わって、これらのプロジェクトが推し進められるという内容となっております。そのように、御

覧いただきたいと思います。

以上、このような形で、全体的に修文をしております。

木村会長 ありがとうございます。次に森林・林業部分につきまして、説明をお願いします。

森林計画 私から、森林・林業部分につきまして御説明申し上げます。

課長 資料1、16ページ、併せて資料2、2ページ「各審議会における意見と対応」についても御覧いただきたいと思います。

(相馬課長)

先程は、農林企画課長より全体的な説明がありましたが、私からは前回の森林審議会で出された内容につきまして御説明します。

まず16ページ、41行～43行にかけてですが、前回の審議会におきまして資料2、2ページ、1『木材の用途が建築用主体から原材料等へシフトしており需要構造が変わってきている。第3章「施策の基本方向」に一言でよいので盛り込んでほしい』

同じく3『「県産材のニーズへの対応」等で16ページの41行目から表現を検討すべき』との御意見をいただきました。

これについて、前は41行目の書き出しを「県産材を低コストで…」で始めておりましたが、今回は「木材需要構造の変化に対応し」を加えております。同じく42行目、「建築用材のニーズに…」を「建築用材から木質バイオマス燃料までの幅広いニーズに…」と修文をしております。

資料1、21ページ、資料2、2ページ、4『エンドユーザーとの結びつきについて「農林水産業を支える絆づくり」の中に記載すべき。』との御意見をいただきました。

これは、消費者と農林漁業者との絆づくりの中で家づくりばかりでなく、消費者との交流や機会を含めて具体的にするほうが良いのではないかと、それを認識して書き込みができないかとの御意見でした。これを踏まえ26行目に「消費者が地域の森林（もり）づくりに参加できる機会をつくるなど、森林所有者との交流を進め、地域の森林整備や地域材を使用する意義の理解促進に努めます」を追加しております。

資料1、100ページ3行目、資料2、2ページ、2「複合経営における林業後継者の書き込みを検討してほしい。」要するに、農林水産業が一体となった計画の中で、複合経営にどのような支援があるのかという内容ですが、これについては100ページ3行目に「持続可能な林業経営の達成に向け、複合的な経営支援や、施業の集約化・低コスト化による未利用材の活用を促進し、森林所有者の収益向上を推進します。」と加えています。

資料2、2ページ、5「前回までの計画の総括により、今回の計画はどこが

森林計画
課長

違うのかを明確にすべきではないか。前回計画の総括がイントロに必要ではないか。」との御意見をいただきました。

これにつきましては原案通りとし、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」の総点検については、平成21年3月の当審議会において御審議いただき、課題については今回の計画に反映させておりますので、御理解をいただきたいと思いますと考えております。

その他、庁内及び林業関係団等と見直し等を行いまして、追加記述しておりますので御説明します。

103 ページ、第3節、6「林業関係団体との連携」12行目以降の下線部につきましては、本県の森林面積973千haの約4割を占めます国有林野との連携について付け加えております。読み上げますと「本県の森林面積の約42%を占める国有林野は、その管理経営を通じて、県土の保全や林産物の持続的な供給など重要な役割を果たしており、今後とも民有林と連携してその使命を果たしていくことが期待されます。」と現状と課題に書き加えております。

その「施策の具体的な取組内容」につきまして、104 ページ18行目以降に『「国有林（森林管理署）」市町村や林業・木材産業関係者との連携を図りながら、素材の安定供給や低コスト造林等の先進的な技術の導入などについて、国との一体的な取組みを推進します。』と追加しております。

103 ページ、22行目以降の下線部「福島県森林組合連合会」につきましては、前回は「森林組合」の項目中の3番目として記載しておりましたが、今回は、同連合会が果たす役割りについて記載が不足していると考え、新たに「福島県森林組合連合会」として項目立てしました。内容は「県内20の森林組合の連合組織として、森林組合の育成指導、木材の共同販売、林業就業者の確保・育成の促進、さらには施業の集約化の推進等、指導的かつ重要な役割を担っていることから、経営基盤の強化を支援します。」と追加しております。

131 ページ、第5節「安全・安心な農林水産物の提供」、2「信頼性の確保」の23行目以降につきましては、以前の審議会で、岡部委員、あるいは他の委員の皆様から、「良質材生産のために、これまで苦勞してきた方々の努力が、今後どのように活かされていくのか」等の記述が不十分ではないかとの御意見を踏まえまして、「良質材生産を目指して間伐・枝打ち等適切に管理された森林から生産された素材が、相応の評価を得られるようにするために、施業履歴などの情報が需要者に適切に伝達される仕組みづくりを進めます。」と追加しております。

163 ページ、「重点戦略8」、「県産材のフル活用の促進」の下線部につき

まして、基本的な記述内容に変更はありませんが、前回、記述の最後が「体言止め」となっておりましたので、全体的構成や他の文面に合わせ、「～を進めます」、「促進します」等のように文言を整理しております。

資料3-1、1ページ「指標の追加と変更」ですが、森林・林業部分としまして、上から2段目、Ⅲ「林業・木材産業の振興」で「ナメコ（県オリジナル品種）の生産量」を追加しております。追加した理由としまして、先ほど農林企画課長が説明した「重点戦略2」、「ふくしまの恵みイレブン」として県内主要農林水産物の11品目を特に重点的に進めていきますが、その中のナメコの指標が設定されておりましたので、新たに追加しております。「目標値設定の考え方」といたしまして「福島県オリジナル品種によるきのこ産地化促進実施計画に基づき、(財)福島県きのこ振興センターから毎年、一定程度の種菌を生産者に供給することにより生産量を伸ばしていく。」ことで、現状12tを目標57t以上、475%の伸び率で設定しています。これにつきましては、資料1、98ページ、35行目に同様に追加しています。

資料3-1、2ページ、Ⅲ「林業・木材産業の振興」で指標名「間伐材利用量（民有林）」の目標値160千m³以上を120千m³以上（40千m³の減）に変更しております。目標値変更の理由ですが、「目標値の積算対象から国有林を除き、民有林のみに修正」です。これにつきましては、資料1、96ページ、30行目も同様に変更しております。

私からの御説明は以上です。宜しくお願い致します。

木村会長

ありがとうございました。

只今の説明について、各委員より御意見がありましたら、お願いします。
外山委員どうぞ

外山委員

御説明いただきまして、ありがとうございました。

今回変更した部分で、資料1、88ページ、6「林業関係団体との連携」の項目の中で「国有林（森林管理署）」を追加していただき、ありがとうございました。その結果バランス論として、「森林総合研究所森林農地整備センター」が、何か抜けている形になっているのではないかなという点、これは振興計画の全体の中での考え方、整理に関することだが、バランス論として、どうなのかということ。これに関連して、具体的にそれぞれの関係団体とどうしますかというのが、104ページにもありますが、御検討いただきたいと思います。

また、先程の指標の説明の中で、国有林を除いたとあるが、その理由について、聞き洩らしたのでお伺いしたい。逆に林業産出額の方も国有林が除かれているのか、その辺のバランスはどうなのか、確認の意味でお願いします。

す。

木村会長 はい、お願いします。

森林計画課長 私から、御説明申し上げます。林業関係団体との連携の中で、「森林農地整備センター」との関連付けはどうかとの御質問ですが、まず一つは、今回、国有林（森林管理署）を追加記述したのは、本県森林面積の約4割を占める国有林野を無視して、本県の林業はないのだろうということで追加しました。例えば他にも林業関係団体がございますが、どの団体をどう入れるかとなった時に、直接、森林組合、流域林業活性化センター等を記載しておりましたが、森林農地整備センターを敢えて外したわけではありませんが、そこまで書き込まなかったということです。

次に指標の中で、国有林を除いた理由につきましては、これはあくまでも本県の指標ということで、民有林に関しての取扱いとしましたので、国有林を除いて、民有林のみの利用量として整理いたしました。

林業産出額に国有林が入っているかどうかにつきましては、こちらにつきましては、国有林も産出額に含めております。厳密に分けることが不可能ですので国有林も含めての産出額としております。

外山委員 そうしますと、この部分には注釈等を入れられた方が親切かと思えます。「林業産出額」には入っている。「間伐材利用量（民有林）」では外れているということ。

先程の林業関係団体との連携で、林業公社は含まれていて森林農地整備センターが含まれていない、これがバランスの部分として、何かすっきり感じられない。そこは、県のお考えかもしれないが、こだわるわけではありませんが、その辺、少しバランスを考えていただきたいなと思っております。

木村会長 はい、お願い致します。

農林水産部次長（飯東次長） 只今の林業関係団体との連携の中で、水源林整備事務所との関わりですが、国有林については、先程、森林計画課長が説明したとおりで、今回入れ込んでおります。水源林整備事務所と他の関係団体との一番の違いは何かと申しますと、県の施策の対象に直接なっているのかどうかです。

水源林整備事務所は、民有保安林の中で整備をしておりますが、基本的には自身の計画をお持ちで、国からの資金を得ながら事業を進めています。

私どもといたしましては本県の振興計画の中で、県の施策が及ぶ範囲の中で、協力・連携を進めていく主な団体を挙げさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

木村会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見はございませんか。

山本委員、どうぞ

山本(美)
委員

意見というより質問なのですが、外山委員が言われた資料1、104ページです。施策の展開イメージ等(図)なのですが、先程より目を凝らして見ております。福島県素材流通機構が新たに任意団体として設立されたとお聞きしていますが、それについて、林業関係団体との連携の項目には記述がされていないが図の中には記載されている。

図の中で林業関係団体として記述があるのは福島県木材協同組合連合会のみで、その他は国有林関係と記載してあります。

イメージ等(図)と書いてあるので、あまり突っ込んだ話をしてはまずいかも知れませんが、もう少しこれが見やすくしていただければ、もしくは、これは単なる絵であって、あまり触れてはならないものであるのか、そこら辺りがどうなのか。記載されているイメージ等が少し具体化されているのであれば、御説明をいただきたいと思います。

木村会長

はい、お願いします。

林業振興
課長
(宍戸課長)

福島県素材流通機構の構成メンバーとしましては、記述されている殆どの団体が加盟されております。機構とのつながりや連携について少し説明不足のところがあるかもしれませんが、林業関係団体の連携イメージと考えております。

山本(美)
委員

図中の黄色で着色された部分、福島県素材流通機構の中に、ゆるやかな連合会のような形で様々な団体が入っているということでしょうか。

林業振興
課長

その通りです。木材という面でそれぞれの林業関係団体の連携を見た時に、「福島県素材流通機構」という切り口で捉えますと、団体間の連携の姿が見えてくるのではないかと考え、イメージ図としたところです。

山本(美)
委員

それらを取りまとめるのは福島県木材協同組合連合会ということでしょうか。

林業振興
課長

福島県素材流通機構の事務局を、福島県木材協同組合連合会が持っております。なお機構については、既に昨年10月に設立されておきまして、特に加入の条件等を付けておりませんので、できるだけ多くの方に入りたいと考えております。

木村会長

よろしいでしょうか。早矢仕委員どうぞ。

早矢仕
委員

そうしますと、104ページに、「国有林(森林管理署)」とありますが、区切るのではなく、カンマを入れて「等」を入れていただけると、複数の意

味となって理解ができるかと思うのですが、如何でしょうか。

木村会長 はい、事務局お願いします。

森林計画課長 18行目のことだと思いますが、この記述はあくまでも国有林と民有林の関係についての記述ですので、「等」としてしまいますと、却って焦点がボケてしまうかと思えます。国有林との関係の中で一体的な取組みを推進しますという記述にさせていただいております。

木村会長 よろしいでしょうか。

農林水産部次長 今、議論されているのは、林業関係団体との連携の項目の中で、施策の展開イメージ図が、特定の部分のみで十分な書き込みになっていない、直接、ストレートにつながっていない部分がありますので、この施策の展開イメージにつきましては、もう一度見直しをしまして、会長と御相談させていただきたいと思えます。

木村会長 もう少し、大きくした方が良いかもしれません。
また、上の項目との整合性がとれるように、作り直した方がよいかもしれません。

ここでは、新しい項目は入れないとしておりますので、後ほど、私の方で確認するという事でよろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

外山委員 細かい事になりますが、100ページ、新たに加えた文言で、3行目、「複合的な経営支援や、」の部分の句読点はいらぬのではと思えます。これを入れると意味が違ってくるかなと。

木村会長 はい、どうぞ。

森林計画課長 只今、外山委員がおしゃったように様に、修正したいと考えております。

木村会長 他にご意見等が無いようですので、いただいた御意見につきまして、事務局と調整させていただくということで、私に一任させていただきたいと思えます。
よろしくをお願いします

続きまして、「計画の基本目標とスローガン」について、事務局より説明願います。

農林企画 それでは御説明申し上げます。資料4、及び資料1、13ページをお開き願

課長

います。

資料1、13 ページ、28 行目からですが、前段といたしまして、4 行目『食べる「食」と職業の「職」の二つの「しょく」が欠かせません』ということで、『農林水産業は、二つの「しょく」を確保し、地域経済を支え、自然・環境を守り育てる本県の基幹産業です。』と記載しております。

これからの農林水産業を発展させていくためにということで、前回は28 行目から「広く県民相互の絆を…いきいきと暮らせるふるさとを創ること目指します。」としておりましたが、「目指し、」とし、そこをまとめたような形で基本目標として、『生命（いのち）を支える「食」といきいき暮らせる「ふるさと」の創造』を基本目標といたしました。

それからスローガンということで、計画の目的、目標を簡潔に表した標語という意味で、資料4にまとめております。各審議会等の御意見をいただきまして、5つ挙げておりますが、各審議会において、それぞれ3つ程度に絞り込んでいただいて、最終的に知事が決定することとしております。

1つ目、『みんなが主役。「絆」がつくる“ごちそう ふくしま”』 これは、ごちそうの中に、本県農林水産物のおいしい食べ物、空気、自然環境、おもてなしの心までを含めまして「ごちそう」と考えたところです。

2つ目、『あなたがいて、わたしがいる。「絆」が財産。ふくしま農林水産業』 これは、県民相互の「絆」が重要であるということで、「あなた」、「わたし」、「絆」があって、ふくしまの農林水産業が発展していくというイメージで考えております。

3つ目、「我らがふるさと、イキイキふくしま。」 このイキイキの部分には、「生きる」、「粋」、「活かす」、「地域」、「意気込み」等を含めまして、イキイキと活躍できる、ふくしまの農林水産業を担っていこうという意味です。

4つ目、「農林水産業が、ふくしまの未来をつくる！」 これは本県の基幹産業は農林水産業であると、そのままの表現です。

5つ目、「子どもたちの未来を担う ふくしまの農林水産業。」 これは、今回の計画の中でも、子どもたちが将来大きくなってからの、30年程度先を見越しているわけですが、その未来が明るいものとなるようにとの意味を込めております。

以上5点をまとめたところであります。つきましては、3点程度に絞り込んでいただきたいと考えております。宜しくお願いします。

木村会長

ありがとうございました。各審議会でも5案の中から2案を削って3案に絞り込んで、知事が決定するということです。

つきましては、当審議会においても、3案を選ぶということになります。

如何でしょうか。御意見がありましたらお願いします。

外山委員、どうぞ。

外山委員 前回の審議会で、次会までに考えてくるということでしたので、私なりに考えました。参考までに「育もうふくしま、母なる大地と人」というのは、全体的に育もうという未来をイメージしつつ、具体的になってくる。母なる大地は、農林水産業を含めた生命基盤の源である。もう一つは、本県全体として育てていこうという形で考えてみました。5案から選ぶということですが、私は4番目の「農林水産業が…」は、ちょっと事務的かなと思います。

木村会長 ありがとうございます。これは、追加案を入れて3案ということでもよいのでしょうか。例えば、外山委員の参考案も選んでもよいのでしょうか。

農林企画課長 その参考案につきましては、もっと早く、いただきたかったと考えております。

木村会長 外山委員の参考案を含めるということは可能でしょうか。

農林企画課長 できましたら、この5案の中から選んでいただきたいと思います。

木村会長 御意見等はございませんか。外山委員の参考案を選んでもいいのではないかと言う意見があれば、それを含めて3案といたしますが。早矢仕委員、どうぞ。

早矢仕委員 私の個人的な意見としては、1番目の「みんなが主役…ごちそうふくしま」が、一番的を射てるかなと思います。ポイントとして、自然・環境の中には入っているのですが、福島県の水が大変おいしいので、水を入れてなかったのは、残念だなと思っております。

木村会長 水は入れてないけれどもということでしたが、ポイントをどこに置いておけばいいのか。

また、4番目は、事務的ではないかという意見がありましたが、私も「農林水産業が、ふくしまの未来をつくる！」はどうかと、他に産業もたくさんありますし、他にご意見等はございませんでしょうか。

これは、3つに絞る必要はあるのですか。

農林企画課長 いえ、3つ程度としておりますので、必ずしも3つとしては、おりません。当審議会で4つということであれば、それでも結構です。

木村会長 4番目を削って、参考に外山委員の案を加えて5案というのは、いかがでしょうか。スローガン候補として、絞り込めずおりますので、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

山本(光)委員 「我らが」というと何となく硬い感じで、どちらかというところ「イキイキふくしま」は、やわらかくていい感じなので、「私たちのふるさと、イキイキふくしま」という言葉遣いの方がスッキリすると感じたのですが。

木村会長 「私たちのふるさと、イキイキふくしま」という御意見ができました。いかがでしょうか。

遊佐委員 このスローガンは、何年ぐらい使う予定でしょうか。

農林企画課長 本計画は、5年間となっておりますので、少なくとも5年間を使用することになります。

遊佐委員 このスローガンが、どのような場所で県民に公開されるのかを、お聞きしたいです。

農林企画課長 新しい計画の中に、こういったスローガンを記載することはもちろんですが、県が主催するイベントとか、絆づくり運動ということで、今現在は農業の方で絆づくり運動がごございます。これからは、農林水産業一本になっておりますので、全体を網羅した絆づくり運動をしていくこととしております。そのような運動で様々なイベントをやるとか、直売所で例えばのぼりをつくる等で、スローガンを使っていきたいと考えております。

遊佐委員 そうしますと、絆という言葉が重要なポイントになってきますか。

農林企画課長 そのように、考えております。

木村会長 はい、矢吹委員どうぞ。

矢吹委員 基本目標のところを拝見しました。おそらく3つ書いてあると思うのですが、「食と職」、「環境」、「子ども」の3つの部分があるので、そのようなことを表現したものを、新たに作ったほうがいいのではないかと。案から1つ選べということであれば、1番目の「ごちそうふくしま…」ということになるのですが、3つの部分を表現するものを工夫する必要があるのではないかと思います。

木村会長 3つを選んでも、最終的には1つですね。全部が入っていきなくてはならな

いこととなりますが、ここでは3つ挙げて、最終的にはお任せするという
ことですね。

齋藤委員 「みんなが主役…ごちそうふくしま」が、この中では、私は一番いいと思
いますが、「“ごちそう…”」の部分が、どうしても食べ物に重きがあるよう
で、もう少し森林に関係するような、早矢仕委員がおっしゃっていた、水と
か、緑のきれいさみたいなものを、もう少し入れたないなという気持ちがあ
って、何がいいのだろうと考えていて、『みんなが主役。絆がつくる「きれ
いな」“ごちそう ふくしま”』というのは、どうでしょうか。きれいな
水、きれいな緑、きれいな風景のようなものを少し入れて、森林審議会の
色を加えたいという意見です。

木村会長 これはどうでしょうか、若干の訂正を加えた上で選ぶというのは、よろし
いのでしょうか。

農林企画
課長 先程、御説明しましたポイントの中で、「ごちそう」の中には食べ物はも
ちろん、自然・環境ですので、水、美しい緑、そのようなものをイメージし
ております。御意見をいただくわけですが、できればあまり長くならないよ
うな、短い形でスローガンを表したいと考えております。

ちなみに昨日開催されました農業振興審議会では、2番目の「あなたが
いて、わたしがいる。…」は、長すぎるのではないかとの御意見もいただい
ております。

木村会長 あまり長くならない方がいいということでしたが、どうでしょうか。

農林水産
部次長 委員の皆様から色々な御意見いただいておりますが、その中で4番目は適
当ではないとの御意見。また、外山委員から出されました参考案を含めて当
審議会の案にしたいという御意見もありました。また、「きれいな」である
とか、「私たちは」などの御意見がありましたので、それらの御意見を審議
会の意見として受けた中で、最終的に県の方で適切なものを選択させてい
たきたいと考えております。宜しくお願い致します。

木村会長 ということですが、よろしいでしょうか。もう少しコメントをいただきま
しょうか。外山委員どうぞ。

外山委員 次長にまとめていただいた後ですが、違和感を感じているのは「絆」とい
う言葉で、事務局としては「絆」という言葉が欲しいのだけれど、「絆」と
いう言葉が入ることによって、前後、あるいは説明が必要となって逆に文章
が長くなってしまうという感じがするという感想です。

木村会長 という御意見です。4番目は除いて外山委員からの参考案を入れて、そし

て 皆様からの御意見も入れていただくということで、宜しく願いします。

続きまして、始めにお話ししましたとおり、今回の審議会をもって答申を行いたいと考えております。

ここで会長案を配布します。事務局で配布をお願いします。

委員の皆様からは、これまで建設的な御意見を多数いただいたところですが、次の要望について付記して答申したいと思えます。

では、読み上げます。

福島県知事様、福島県森林審議会長。

新たな森林・林業、木材産業振興計画（仮称）の策定について（答申）

平成 21 年 3 月 2 日付け第森 2998 号で諮問のあったこのことについて、審議の結果、別紙「新たな農林水産業振興計画」のとおり、答申します。

なお、県民と共に実現を目指す計画として、県民に分かりやすく親しみやすい計画名称にするとともに、計画の推進に当たっては、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 森林（もり）との共生に基づく低炭素・循環型社会の形成に向けて、本県が持つポテンシャルを十分に発揮し、本県の森林・林業・木材産業が更に魅力あるものとなるよう、計画の実効性の確保に努めること。
- 2 本県の緑豊かな森林資源を健全な状態で次世代に引き継いで行けるよう、地域の実情に応じた施策の推進に努めること。
- 3 農業、林業、水産業の一体的な振興が図られるよう、相互の連携・調整に努めること。
- 4 あらゆる機会を通じて、広く計画の趣旨や内容等の周知を図り、県民全体で共有できるように努めること。

木村会長

以上のとおり、答申したいと思えますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

「異議なし」

では、この内容で知事に答申を行うこととします。
会長の私が代表で答申させていただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、私が代表で答申させていただきます。

期日はいつ頃がよろしいでしょうか。

農林企画
課長

2月18日(木)に答申をいただくよう準備をいたしておりますので、
よろしくお願ひします。

木村会長

わかりました。

以上で、議題(1)「新たな農林水産業振興計画の答申案について」の審
議を終了します。

つづきまして、議題(2)の「平成23年度以降の森林環境税の在り方につ
いて」に入りますが、ここで知事より本審議会に対して諮問があります。

農林水産
部長

福島県森林審議会会長様、福島県知事。

平成23年度以降の森林環境税の在り方について(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

平成23年度以降の森林環境税の在り方について

2 諮問理由

本県では、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する公益的機
能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育
てる意識の醸成に関する施策をより一層推進するため、平成18年度から森林
環境税を導入し、水源区域の森林整備を主に、県内すべての市町村が交付金
を活用して森林環境学習を実施するなど「県民一人一人が参画する森林(も
り)づくり」に取り組んでいます。

条例における森林環境税の課税期間が平成22年度までとされていること
から、平成23年度以降の森林環境税及び同税を財源とする事業の在り方
について、貴審議会の意見を求めるものです。

どうぞ、よろしくお願ひします。

木村会長

ただいま受け取りました、諮問の写しをそれぞれ委員の皆様のお手元にお
配りいたしました。

それでは、只今、知事から諮問ありました、「平成23年度以降の森林環境
税の在り方について」、事務局から説明願ひます。

森林計画
課長

只今の諮問につきまして、これまでの導入の経緯と諮問の理由についてご
説明申し上げます。

資料環-1、「平成23年度以降の森林環境税の在り方についての諮問」で
す。

1 番目はこれまでの導入の経緯と諮問の理由です。現行の森林環境税は、平成 16 年 11 月 8 日の当審議会の答申を受け、「森林を守り育てるための新たな県民参画」の一環として「森林環境税の創設」が提案され、その後、「福島県森林環境税条例（平成 17 年 3 月 25 日福島県条例第三号）」が公布され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されております。

現在まで、本県の豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継ぐため、水源区域の森林整備を主に、県内すべての市町村が交付金を活用し森林環境学習が実施されるなど「県民一人一人が参画する森林（もり）づくり」に取り組んでおります。

この条例が平成 18～22 年度までの 5 年間の課税期間とされておりますので、今回の当審議会におきまして「平成 23 年度以降の森林環境税及び同税を財源とする事業の在り方」につきまして、諮問したところです。

納税者である県民の皆様から様々な御意見等をお聞き致しましたが、資料の 2 番目のとおりタウンミーティング、県民アンケート等を実施いたしました。この内容につきましては、前回の第 3 回審議会におきまして御説明させていただいておりますので、今回は割愛させていただきます。

2 ページですが、県民アンケートの後、市町村および林業関係団体、森林（もり）の未来を考える懇談会委員の意見をお聞きしておりますので、今回、御報告申し上げます。

(3)「市町村および林業関係団体の意見聴取」につきましては、意見聴取先としまして、県内 59 市町村及び県内林業関係団体 42 団体で、意見聴取期間として、平成 21 年 11 月 27 日～12 月 14 日に掛けて、実施しております。

聴取結果としまして、制度継続について、継続すべきとの御意見が 100 % でした。その内、「新たな取組みを付加し継続」の御意見が、6 割程度を占めておりました。新たな取組みの主な御意見は森林病虫害獣害対策、市町村事業（重点枠）の拡大等となっております。

(4)「森林（もり）の未来を考える懇談会委員の意見」についてです。

当懇談会は、森林環境基金事業の透明性を確保するために、第 3 者機関として設置されておりますが、平成 21 年 12 月 24 日開催、第 4 回懇談会におきまして、御意見等を求めたところです。主な御意見は全委員が森林環境税は引き続き実施する必要があるが、森林環境教育などソフト面の拡充、県産間伐材の利用拡充などの意見が出されております。

それぞれの皆様からは、森林環境税を継続すべきとの御意見をいただいております。

3「現行の森林環境税の概要」ですが、森林環境税の目的といたしまして「森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る」

森林計画
課長

ということで、個人、法人の方々から納税いただいておりますが、その仕組みにつきまして御説明申し上げます。個人の方につきましては、県内に住所、家屋敷等を有する方に税率:年額 1,000 円を納税いただき、法人につきましては、資本金等に応じた額を納税いただいております。委員の皆様のお手元に「森林を守り育て未来につなぎます」というパンフレットをお配りしておりますが、9 ページに森林環境税の納税方法につきまして記載しております。

徴収手数料等を差し引きまして、年額約 10 億円の税収となっており、それらを県事業と市町村事業とで、約 3 対 1 の割合で実施しております。

3 ページは森林環境税の使途についてとりまとめております。

まず、参考資料として平成 16 年 11 月に、当審議会におきまして答申されました「森林を守り育てるための新たな県民参画の在り方について」をお配りしております。その 12 ページ、第 5 『「森林文化の郷里（くに）ふくしま」の創造に向けた新たな施策の提案』で環境基金を使った施策の提案がされているところです。その提案に対しまして、これまでどのような取組みを行い、どのように実施してきたのかを御説明します。

資料環-1、3 ページに戻りまして、基本的には、1「基本理念の構築」、2「森林（もり）との共生関係の形成」、3「森林環境の適正な保全」、4「新たな財源確保への支援」の 4 つが提案されており、1 番の基本理念の構築ですが、森林文化の郷里（くに）ふくしま県民憲章などを制定するということで、ふくしま県民憲章を平成 17 年 11 月 20 日に制定しております。こちらにつきましても、先程のパンフレットの最終ページに記載しております。

2「森林（もり）との共生関係の形成」ということで、(1)「森林環境学習の推進」、(2)「森林文化の復興」、(3)「ボランティア活動の推進」という小項目の提案がされております。

(1)「森林環境学習の推進」につきまして、施策の内容としては、森林環境学習に対する指導者の養成であるとか、小学生を対象とした環境学習を行うべきであるという提案をいただいたところです。これに対しては、森の案内人等の養成、森林環境学習推進、指導者養成セミナー等を行っております。また、森林環境交付金事業の中で、各市町村の小中学生に対する森林環境学習を実施しております。現在 20 年度までの実施ですが、県内 774 校の内、494 校で実施しており、約 64 %の実施率となっております。21 年度の実績が確定しますと、更に増えるものと考えております。

(2)「森林文化の復興」施策の内容として、森林文化の発掘・保全・継承のための情報収集・発信を行う。また、先人が築き上げてきた豊かな森林文化について次世代に引き継いでいくという考えのもと、これまでふくしまの森林文化復興事業として、浜、中、会津で森林文化フォーラム等を開催しております。なお、来年度に「ふくしま森林文化企画展」を県立博物館、歴史資料館、アクアマリンふくしま、まほろん、フォレストパークあだたらの

県内5つの文化施設で、福島県で初となりますが、5館連携での企画展の開催を予定しています。これについては、過去から現代までの森林と人とのふれあい、関わりで発生した森林文化をテーマとして予定しております。これは森林環境税を活用した事業等の集大成として開催していきたいと考えております。

(3)「ボランティア活動の推進」では森林ボランティアの活動フィールドの確保や活動を支援する仕組みを整備することとしており、これまで森林ボランティア総合対策事業として森林ボランティアサポートセンターを県民の森に設置し、色々な情報を発信しております。その他、森林づくり活動発表交流会等を開催してきております。

4ページ、3「森林環境の適正な保全」です。森林環境税本来の目的であります福島県内の荒廃しつつある森林を、どのように守っていくかという中での取り組みです。県営事業として、水源区域内の荒廃した森林9,000haについて、森林整備を実施してきましたが、平成21年度までに6,825haを実施する見込みです。残りの約2,200haにつきしては平成22年度内に完了し、当初の目標面積としておりました9,000haの森林整備は完了となります。

また、地球温暖化の防止の観点から、県内の森林整備を補助事業で実施し、こちらについては4,572haの整備を実施してきたところです。

森林整備（県営事業）に際しましては、森林所有者、市町村、県の三者で協定を締結して実施しております。

(2)「農山村活性化への支援」ですが、先程と重複しますが、ふくしまの森林文化復興事業や水源地域の森林整備交流会は、上流側の山と下流の水を使う住民、そのような方々の上下流の交流等を図る事業となります。

(3)「森林産業創出への支援」ですが、ペレットストーブ研究開発事業、その利用促進事業、間伐材及び木炭を利用した水質浄化技術研究事業等を実施してきたところです。

4「新たな財源確保への支援」(1)「新たな財源の検討」は、冒頭に申しました森林環境税の創設に対して、森林環境税に係る条例を制定し、先程から御説明しております森林環境基金事業を実施したところです。

また(2)「運営・評価体制の確立」につきましましては財源用途を明確にし、運営の透明性を確保するための委員会を設置するとの意見をもとに、森林（もり）の未来を考える懇談会を設置し、平成21年度までに計19回、年5回程度の開催により、事業の進捗状況、評価を行っております。

5ページ、4番、今後の当審議会の開催スケジュール（案）です。今回、「平成23年度以降の森林環境税の在り方について」諮問させていただきまし

森林計画課長 たが、来年度、4月下旬に中間とりまとめを行い、6月下旬に最終とりまとめを実施し、7月には最終的な答申をいただくようなスケジュールでお願いしたいと考えております。
宜しく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

木村会長 ありがとうございます。
只今、事務局から説明がありましたが、本日の会議の進め方ですが、諮問の内容と会議時間の関係から、事務局の説明とそれに対する質疑と、次回以降の審議の進め方などについて整理したいと考えます。
それでは、事務局の説明に対する御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いします。外山委員どうぞ。

外山委員 資料環-1、1ページ、2の県民アンケートで、森林環境税の認知度が53.8%となっておりますが、これは他県でも類似の制度がありますが、それらとの比較で認知度がどうなのか。もう1つ、現在、徴税額が非常に負担になっているというか、過度の負担ではないのか、今までの県民アンケートの分析結果がどうなっているのかということをお聞きしたいです。

木村会長 どうでしょうか。はい、どうぞ。

森林計画課長 森林環境税の認知度53.8%の評価ですが、森林環境税の第1号である高知県でも、同様のアンケートを実施しておりまして、認知度52%ということで本県とほぼ同じような結果でした。他県についても調査したところ30～40%程度、低い県では17%という結果です。私どもも森林環境税をPRしておりますが、極端に言うと興味のない方は、まったく興味がないといえますか、税を払っているという感覚がなく、全く関心のない方もいらっしゃることも確かです。
ただ、我々としましては、そういった中でも改めてアンケートをとりますと、やはり森林は大事だ、水は大事だ、福島県の森林を守っていかなければならない、特に地球温暖化等、最近色々な話題があります。そのようなことから森林環境税を使って福島県の森林整備をした方がいいのではないかとという声の結果が90数%に表れていると考えております。

木村会長 本県では認知度が高いということでした。斎藤委員どうぞ。

斎藤委員 私の周辺のお客さんや仕事関係者も含めて、本当に森林環境税を知っている方が少なく、県民アンケートの結果が不思議だなと思っていました。もしかして、関心のある人のみアンケートを取ったのかなと考えていました。この結果は、実態に即していないような気がしています。

森林計画課長 調査対象が関係者だけではないかということですが、調査対象は、全く無作為に行っておりまして、様々な会合、例えば公民館にアンケート用紙を置いたり等で実施しております。

また、企業アンケートも実施しておりますが、これも各地域の電話帳から無作為に抽出してアンケートを発送し、回答をいただいております。その結果として、やはり 52% と同じような結果となっております。ちなみに福島県民 200 万人の意向を求めるために、アンケートをどの位すればいいのかを統計学的にみれば、1,500 ～ 1,600 人であれば県民の意向は把握できるということもありまして、今回 11,000 件のアンケートですので、そのような危険度を含めて考えても信頼できるものと考えております。

木村会長 よろしいでしょうか。矢吹委員どうぞ。

矢吹委員 タウンミーティングでも、懇談会でも森林環境税の積極的な PR をとの意見もあるのですが、どのような意味でこのような意見が述べられているのか、今のことと裏腹なことなのですが、お聞かせ願います。

木村会長 はい、どうぞ。

森林計画課長 タウンミーティングでも、PR 不足しているとの御意見がありました。出席された方の中には「初めて聞いた」、そして「こんなことをやっているのか」等、事業も含めて色々な御意見がありました。このような形でタウンミーティングを毎年開催してほしいという意見、そのような中で、「PR をもっとやって欲しい」という意見は、森林（もり）の未来を考える懇談会で再三言われておりますが、例えばポスターを貼るにしても、公民館等の公共施設だけではなく、一般的に目に触れる様な場所に貼ってみればなどという御意見をいただいております。そのようなことを含めまして、スーパーや病院等様々な場所に貼っておりますが、なお、PR 不足だとの御意見もありますので、更によく考えていきたいと思っております。

木村会長 他にございませんか。津金委員、どうぞ。

津金委員 お伺いたします。森林環境税は目的税ですね。この目的が、条例の最初に挙げられていると思うのですが、その目的に沿った使い方をお願いしたい。用途を拡大することは目的税として適当でないと考えます。色々と新たに取組んで、様々な意見があるのは分かるのですが、その中で花粉症対策というものがありますが、この辺についてはいかがなものかと感じるのですが。いずれにしても森林環境税は、これからの地球環境であるとか、我々の身近な生活に木材を取り入れて豊かな生活にしていく、という意味では続けていただければとは思っております。これから、皆様から御意見を伺いながら最終的に答申となるのですが、目的税であることを、まず最初に認識

する必要があるのかなと思っております。

木村会長 ありがとうございます。他にございませんか。山本光子委員どうぞ。

山本(光)委員 森林環境税の今年度までに使われたもので、例えば3ページ(3)「ボランティア活動」で、森林づくり活動発表交流会が4回開催され、延べ参加者数が483名となっていますが、森林環境税の使い方の中で、県民一人一人が参画する森林づくりということなので、関係団体の方を除いた人数がどれだけいるのか、ということが重要ではないかと思えます。

実際にボランティア団体に対する森林環境税の使い道が削減されしまっているが、今までの森林環境税の使われ方で、必要性を判断して、もっと削減できるところを削減し、間伐材を利用した、県産材利用は公共施設のみであるとか、一般的に広げるなど、23年度以降の森林環境税の使い方に対しては、幅広く審議していただきたい。

実際2月10日と20日に森林環境の中での里山づくりとか色々なイベントを開催するのですが、間伐材を利用したプランター等は、実際に値段が高いのです。斎藤委員も言われていましたが、県産材を使いたいと思っても高く使えないとか、やはり、一般的な方たちは一人一人の税金からの目的税として捉えられているので、幅広く制約のない形で森林環境税が使われるように進めていただいて、そして活用していただけるようお願いしたいと思えます。

木村会長 ありがとうございます。他にございませんか。

山本(美)委員 栃木県でも森林環境税を導入しております。私も自分の講義で県庁の担当者に来ていただいて学生たちに話をしてもらうのですが、結構、私のところの学生によっては栃木県民だったりするものですが、反応として、学生たちのほとんどが知らなかったと言い、しかし、非常に知ってよかったという意見もありました。県庁の方は必ず、PRに関してどのような意見があるかということを知りたいのですが、広報などで配られたパンフレットは、昨今、中々目にすることもなく、しかも、森林学科の学生ですら知らない状態でまったく由々しき事態なので、この事態を考えなさいと、私も学生たちに言いました。PR方法をひねらせて、結果あまり大した事ではないかもしれませんが、駅などで配布しているティッシュの裏に書いたりする。あと、これはいいなと思ったものは、講義に来ていただくときちゃんと話を聞きますので学生よりも、もっと小さな子どもたちにも、何らかの形で知らしめる機会があれば、子どもは必ず親に聞きますので小学生、中学生にもっともっと、何らかの形でPRする機会を作った方がいいと思えます。おそらくPR料も森林環境税からでるのでしょうから効果の高いものを行った方がいいと思えます。

ちなみに栃木県の認知度はもっと低くて、しかもどこでアンケートを取ったか言うと、県のイベント会場などで行っていて、それでも5割などに満た

ないないくらいの認知度でしたので、その辺で認知度を高めるようにもっと有効な手立てがあると思います。

木村会長 ありがとうございました。他にございませんか。

齋藤委員 あと、私が気になったのは課税金額です。今、個人の場合だと1,000円ということですが、アンケートを取った時に、課税金額がそれで適当なのかという内容が、アンケートに含まれていたのでしょうか。

他の県では500円や700円であるとか、もっと高額のある県があるのかも知れませんが、使い道について意見は色々出てきましたが、関心を持ってもらう上で、どのように使われているか、課税金額がそれでいいのか、今の経済状況を考えればもっと金額を低額に抑えた方がいいとか、もう少し環境を良くしたいならば、もっと必要なのではないか、そのような内容ももう少し入れて、それを含めて県民に知らせて関心を持ってもらうことも大事だと思います。

木村会長 ありがとうございました。県民アンケートについてですが。

森林計画課長 アンケートの中に課税額についての質問内容があったのかということですが、前回、課税額を1,000円と決定した時点でのアンケートの中で聞いております。その中では、1,000円以上でも良いという御意見、また、500円が良いという御意見等ありましたが、回答で一番多かったのは1,000円程度であれば負担できますということでした。少数意見としましては、2,000円、3,000円でも良いとの御意見も中にはありました。結果として総論では1,000円が皆様の意識の主流と考え、1,000円とさせていただいた訳です。

今回は1,000円という中で動いてきてますし、森林整備なども含めて1,000円の課税での税込10億円でやらせていただきたいということもありますので、適正な額であると考え、敢えてそこはお聞きしませんでした。敢えてというのはおかしいかも知れませんが、前回のアンケートでも聞いておりますし、再度お聞きするのはどうかと思い、設問から外しております。

木村会長 ありがとうございました。早矢仕委員どうぞ。

早矢仕委員 県民アンケートの集計結果で43.7%の知らなかったという方は、結局大きな負担になっていないということなのでしょうね。かといって、全然協力をしないというわけではなく、1,000円であればなんとか協力できますよ、負担にならない数字かなと思って見させていただきましたが、ただ、知らなかった方が43.7%というのは事実なので、やはりお金のことであり、税金を徴収しているのですから、数字を下げる努力ということもこれから問われるのではないのでしょうか。

その点も含めて、今後森林環境税が、このように使われている事は、確か

に記載はされてはいますが、PRの仕方をちょっと変えた方が、子どもでも分かるような目先を変えた広報活動というものも必要になって来るかと思えます。今後、事業等を行ううえで、併せて頭の中に少し入れていただければと思います。

木村会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

森林計画課長 先程の説明に補足させていただきます。税額1,000円につきましては、今回の県民アンケートの冒頭に、皆様から納税いただいていますということは、明記しております。その中で様々な事業を行っているということに記載しております。今、早矢仕委員からありましたように、1,000円という額が負担にならないので、あまり興味を持たれないという御意見でしたが、そのようなこともあるのかと考えさせられたところですが、いずれにしても、基本的に森林を守っていくということを、県民一人一人が共有していくという意識の醸成が非常に重要であり、税金をいただいて、やればよいということではなく、県民一人一人が福島県の森林をどう考えていくか、それについては、我々で、お金を出してでも、とにかく守っていこうではないかという意識の醸成が非常に重要であると考えておまして、そのような面からもPRも含めて、森林環境税がどのように使われているのか、もっともっとPRが必要であると考えております。それについては、再度よく考えさせていただきたいと思えます。

木村会長 ありがとうございます。外山委員どうぞ。

外山委員 早矢仕委員の意見で中身の部分ですけど、県税で、それも森林環境税で行ったことをPRするというのが重要であると思うのです。今回、継続するという考え方では、良くなったということが重要であるのと、それともう一つ、私は色々と現場を歩いています。間伐材などでも、森林環境税を使っているのだから、山にそのまま放置してもいいという、林業関係者にも甘えが出ているという部分あるんじゃないかと感覚的に受ける部分がありますので、徴税者が納税者に対して適切かということと、それに基づいて事業を行っていた者がきちんとして、今後永続するためには、充分、税の趣旨あるいは県民の気持ちを斟酌して使われていますと、その両方のPRになるのではないかと思います。

木村会長 ありがとうございます。岡部委員どうぞ。

岡部委員 私たちは森林整備に力を入れていますので、森林整備に関するのですが、今度、いわき市森林組合が、私の整備した所に看板を立てたいので協力してくれという。というのは、森林環境基金でこのようにに立派にできたという看板ができるのではないかと思います。戻りますが、本当に私がいつ

も話をしているように、森林・林業が非常に大変な状況となっているので、もっと言うと山林、森林の崩壊が近くなってきている。その中でタイムリーに、やはり、森林環境税によってこのような整備していただいたことは、すごく良かったなと思っています。それでも森林所有者の中には、まだ森林環境税があることを知らなかった方がたくさんいらっしゃいました。私達も結構走りまわって、森林環境税という取り組みがあるから、森林組合に申し込んで、整備をしてみないかということ言いました。

私はいわきの三和地区ですが、去年あたりに電話があり、「岡部さんのところを通るとすごく山がきれいになってますね。」というような、全然森林を知らない方もそのような電話をくれる。これはどんどん、皆さんが認識してくれるようになるのかなという考えを持っています。津金委員が言われるように、森林環境にはいいことだから目的に沿った使い方をしてくれと、これからも色々と審議していくのですが、私たちがこのように恩恵に授かったという点から、一言申し上げました。県内の各地区で行われていますが、道路などでの近くで、きれいに整備されたところがあったら、おそらく、森林環境基金で整備されたのかと思います。以上です。

木村会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

斎藤委員 私も道路から見ていて、森林環境基金を使って整備しましたという看板を見ると、きれいになったなということもあるのですが、まだまだ、荒れた山などを見ると、一杯ありますよね。森林環境税の使い道というのは、色々な事業に分散してありますが、例えば、平成 22 年度では、全部とは言いませんが森林整備だけに使うとか、そこに強化して使うとか、森林を整備すると目に見えてとてもきれいになって、周りの人たちに分かりやすいと思うのです。それくらいしないと、本当に山はきれいにならないと思うので、使い方として集中的に、効果的などころに使うとか、そのようなことはできないのでしょうか。もちろん教育等も大事なのですが、まずは、一番困っているところに森林環境税を使って効果を上げ、また、その広がりを持たせるとか、そんな方法があってもいいのではないかと思います。

木村会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

森林計画
課長 森林環境税の使い方として、森林整備に特化した方がいいのではないかと
の御意見ですが、パンフレット 3 ページに平成 20 年度森林環境基金事業の
当初予算の枠組みが記載してあります。平成 20 年度で、税収が約 11 億円あ
りまして、県事業として 10.71 億円、その内のほとんどの約 10 億円を森林
整備に使っております。

環境教育云々という話をさせていただきましたが、森林を守るという意識醸成、子どもたちが森林が大事だということ、森林を守らねばならないなどの教育のためにも使っておりますが、ソフトな事業はあまり費用が掛からな

い状況があります。ですから項目は多くなっていますが、実際は使途の約96%、殆どが森林整備、間伐であるとか、材の搬出支援等に使われ、これ以上ないというくらいに森林整備には使っている状況となっております。

斎藤委員 はい、分かりました。

木村会長 はい、山本光子委員どうぞ。

山本光子委員 実際、森林環境税で、私どもの社員がボランティア養成のフォレスター育成講座に参加し、ボランティア等のリーダー「グリーンフォレスター」の認定を受けるため研修を受講し恩恵を受けております。23年度以降に行う時は色々な養成講座等を行ったその先として、例えばコンテストのような形で、各市町村、どんな団体でもいいからフィールドを見つけて、そこを3年計画で里山整備しましょう、というのに森林環境税を使うとか、先程の森林整備の中でも、このような山を整備しましたとか、コンテストというのは、みんな必死になってやるし、楽しくできると思います。

森林環境基金の使い方として里山づくりや、森林の整備をして、どのように山をきれいにしたなどを、市町村単位や、各団体単位で、このような事業計画でやります、はい終わりました、そして間伐材がその辺にゴロゴロしているなどではなく、最後まで使い道がしっかりと見えて、そして形となるようにです。福島民報、福島民友でも実施しています「もりづくり、未来ファンド」では、実施した結果、これだけできましたというものに対して、補助してますよね。県でも、このようなコンテストに参加しませんかとか、街の中でも間伐材を使ってこのようにきれいにしましたとか。そのようなコンテストや色々なもので、各商工会議所や、各種団体が協力し合って森林環境税を使っていくなれば、もっともっと森林環境税のありがたみも広がり、PRへも自然と繋がるのではと思います。例えば幼稚園等でもコンテストに参加していただいて、園庭をこのように作りましたとか。各事業で行うだけではなく、楽しくPRができるような形で行っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

木村会長 ありがとうございます。森林整備にしても内部の方をもう少しのことですが、矢吹委員どうぞ。

矢吹委員 PRですが、配布された鉛筆を見ていたのですが、「森林文化のくに。ふくしま県民憲章」とありますので、その下に森林環境税の文言を入れると、より効果が上がるかと考えておりました。

木村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。外山委員どうぞ。

外山委員 次回の審議会は4月下旬ということですが、今回、民主党政権になってか

ら事業仕分けとか色々な形が出てきた。私は林野庁に所属しておりますが、その人間ですら、今までやった森林・林業行政の枠組みがどう変わったのか、特にものによっては隙間ができてしまったのではないかと思います。今後、重要になってくるのはいわゆる県単独事業で、あるいは市町村単独事業でやっていくことではないか。今まであったものがなくなったとか、それとは逆に森林環境税が必要であるとか、全体の枠組みの中で、今までこうだったものが事業仕分けを行うようになりましてというのが必要で、特に気になっているのは、一般的なワードでもって、助成措置というのは、利用間伐なら補助金を出しましょうとなるが、実際私ども国有林ですら、利用間伐に至らない。一方でバイオマスと言っている。コストの部分でとても対応できない。そのような部分で隙間ができていないか。その辺で、今までこうだったからこうしていくといものを御提示いただけたらという要望です。

木村会長 利用間伐というのは、どのようなものでしょうか。

外山委員 今までの補助金対象は、伐り捨てて山に放置してても対象となったが、民主体制になってからは、もったいないということから、山から出して利用しないと助成対象にならないという流れになって、正直のところ、私のような林野庁の人間でも判からないという状況です。その辺をきちんと整理していかないと、今利用できるものはどちらかというところ、材価は低いけれどもそれなりに出てくるのだけれども、それに至らないものが大変なところで、一番手の掛けられない山が、木が細かったりして利用するに至らない。そういうところで、現時点では難しいかもしれないが、一応整理して福島県として、今後の間伐、森林整備のビジョン的なものをこれからの審議会で、こんなことを腹案で持っていますよという形でもいいので、お知らせいただければと思っています。

木村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。1,000円で課税するということは決まっているのですか。

森林計画課長 まだ決まっておりません。基本的に税の徴収等に関しましては、総務部サイドで審議することになっており、税そのものは総務部税務課で、徴収事務はそちらで行っております。条例につきましても総務部サイドで行っております。その中で1,000円の課税額が適切かについては、その時の話し合いの中で確認いたします。ただ、私どもとしましては1,000円のご負担でお願いしたいと思っています。

木村会長 審議会の議案の中にもそれが入っているわけですか。

森林計画課長 あくまでも森林環境基金事業の仕組みや事業の提案等を御審議いただくこととなっております。

木村会長 色々と御意見が出まして、目的税ということですから、目的に沿った使い方をするという審議をしっかりと行わなければならないと思います。

林地残材ついてどのように使っていくかということで、通常の間伐の補助金とは別の手段ということもありました。

あとはPRの部分で、一般県民に対するPRの仕方であるとか、岡部委員が言われたように、林地を持っている方に対しても、このようなものもあることを訴えていかなければいけないという御意見。子どもたちにPRしていく、認知度を上げていく方法が必要ではないかという意見。

色々と御意見をいただきましたが、これで諮問に対する本日の質疑は終了させていただきます。

次に、事務局から連絡事項をお願いします。

森林計画課主幹 (加藤主幹) 事務局から、連絡事項を申し上げます。

次回の森林審議会の予定ですが、4月下旬頃を予定したいと考えております。また、森林保全部会ですが、3月下旬に開催させていただく予定としております。いずれにしましても時期が近くなりましたら改めて御連絡いたします。

木村会長 ただいま、事務局から説明ありましたが、御質問、御要望がありましたら発言をお願いします。

無いようですので、最後に私から、委員の皆様には、今後、また御苦勞をおかけしますが、本県の「平成23年度以降の森林環境税の在り方」について、委員の皆様のご尽力とご協力をお願いいたしまして、これで本日の議長の職を解かせていただきます。

会議の円滑な遂行に御協力をいただき、ありがとうございました。

司会 木村会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心な御討議をいただきありがとうございました。

それでは、今回で新たな農林水産業振興計画に関する審議が終了となりますので、農林水産部長より御礼のあいさつを申し上げます。

農林水産部長 一言、御礼を申し上げます。

本日は、「新たな福島県農林水産業振興計画」の答申内容を御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

昨年3月、審議会に諮問させていただいてから、これまで4回の審議会において、木村会長を始め、委員の皆様には、今後のあるべき姿や施策の方

向などについて、貴重な御意見をいただき、お一人、お一人に心から御礼を申し上げます。

また、本日、諮問させていただきました「平成 23 年度以降の森林環境税の在り方」につきましては、本県県政の重要事項として御審議いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

司会

これをもちまして、本日の森林審議会の全日程を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上を以て閉会となる。)

以上の議事録内容に相違ありません。
